

風致地区内の主な行為規制の基準

1. 建築物等の高さ

第一種 風致地区	8 m以下
第二種 風致地区	15 m以下

2. 建築物等の色彩

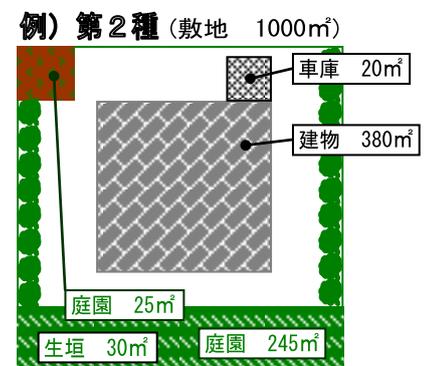
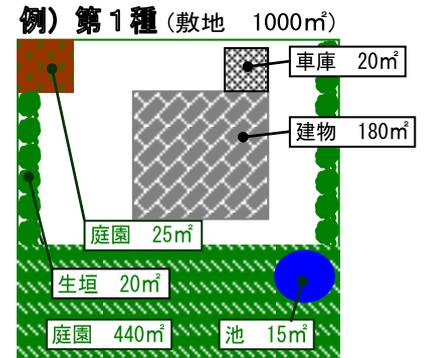
屋根	黒色又は緑色系統
外壁	茶色又は灰色系統

3. 建ぺい率

第一種 風致地区	20 %以下	※車庫も入る
第二種 風致地区	40 %以下	

4. 建物と境界線までの距離

第一種	道路から 3 m以上
	その他と接する部分から 1.5 m以上
第二種	道路から 2 m以上
	その他と接する部分から 1 m以上



(第一種)



(第二種)



5. 緑地

第一種 風致地区	50 %以上
第二種 風致地区	30 %以上

※ 緑地…植栽を施した庭園 (土石、池含む)、生垣、花壇、芝生、菜園等

6. 土地の形質の変更

高さが3mを超える切土又は盛土はできません

7. 木竹の伐採

地区内の風致を損なわないため、必要最小限の伐採にとどめてください